



金沢市公報

号外第12号の9

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●公営企業管理規程	
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	1
○金沢市企業局任用規程等の一部を改正する規程 ()	2
○金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程 ()	3
○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規則 ()	3
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ()	3
○企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 ()	6
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 ()	6
○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 ()	7
○金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 ()	8
○金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程 ()	9
●公営企業訓令甲	
○金沢市企業局当直勤務規程及び企業職員の待機に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	11

公営企業管理規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成13年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

建設課 維持管理課 南部維持管理センター	を	建設課 維持管理課 ガス保安対策室 南部維持管理センター	に改める。
----------------------------	---	---------------------------------------	-------

第4条の表お客さまサービス課の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同表営業開発課の項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第5条の表維持管理課の項中

	8 ガス工作物(ガス製造施設、整圧器室等及び液化石油ガス製造施設に係るものを除く。)等の保安計画の策定及び調整に関する事項	
	9 ガスの供給に伴う危険発生の防止に関する事項	
	10 漏水防止の計画に関する事項	
南部維持管理センター	1 管理者が別に定める管轄区域(以下「管轄区域」という。)におけるガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備(浄水場施設、配水場施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。)の維持管理に関する事項	を

	8 漏水防止の計画に関する事項	
ガス保安対策室	1 ガス工作物（ガス製造施設及び液化石油ガス製造施設に係るものを除く。以下この表において同じ。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 2 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項 3 ガスの保安に関する教育及び訓練（職員の技術研修に関するものを除く。）に関する事項 4 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項 5 ガス漏えい及び導管事故等に対する措置（修繕工事を除く。）に関する事項 6 中圧導管の電気防食設備及び整圧器室等の維持管理に関する事項 7 消費機器及び経年埋設内管に係る周知、調査、改善等に関する事項	に
南部維持管理センター	1 管理者が別に定める管轄区域（以下「管轄区域」という。）におけるガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備（浄水場施設、配水場施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。）の維持管理に関する事項	

改める。

第6条の表ガス課の項中

	4 ガス製造施設の建設及び改良に関する事項 5 ガス製造施設及び整圧器室等の維持管理に関する事項 6 液化石油ガス供給施設の維持管理に関する事項 7 中圧導管の電気防食設備の維持管理に関する事項 8 ガス工作物（ガス製造施設、整圧器室等及び液化石油ガス製造施設に係るものに限る。）等の保安計画の策定及び調整に関する事項 9 部の所管事項で他課に属しない事項	を
--	---	---

	4 ガス製造施設の建設、改良及び維持管理に関する事項 5 液化石油ガス製造施設の維持管理に関する事項 6 ガス工作物（ガス製造施設及び液化石油ガス製造施設に係るものに限る。以下この表において同じ。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 7 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る事項 8 部の所管事項で他課に属しない事項	に
--	--	---

改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市企業局任用規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局任用規程等の一部を改正する規程

(金沢市企業局任用規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局任用規程(昭和36年公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「技能吏員又は業務吏員」を「運転技士又は技能技士」に改め、同条第3号中「事務吏員又は技術吏員」を「主事又は技師」に改める。

(金沢市企業局事務決裁規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2維持管理課の表第2号中「技能職員」を「技能技士」に改める。

(金沢市企業局職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局職員被服貸与規程(昭和63年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「事務職員」を「主事」に、「技術職員」を「技師」に、「技能職員(運転技士を除く。)」を「技能技士」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員職名規程(昭和28年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び職種名」を削り、「別表第1」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 主事
- (2) 技師
- (3) 運転技士 技能技士

第4条第2項ただし書中「職種名」を「職名」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現在に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
事務吏員	主事	主事
技術吏員	技師	技師
技能吏員	運転技士 技能技士	運転技士 技能技士

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「事務吏員、技術吏員、技能吏員及び業務吏員」を「主事、技師、運転技士及び技能技士」に改める。

第30条第2項中「午後零時15分から午後1時まで」を「正午から午後零時45分まで」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第32条中「生後1年6月」を「生後1年9月」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第8号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務吏員及び技術吏員」を「主事及び技師」に改め、同条第3項中「技能吏員及び業務吏員」を「運転技士及び技能技士」に改める。

第4条を次のように改める。

（管理職手当）

第4条 管理職手当を支給する職は、別表第1の左欄に掲げる職とし、管理職手当の区分は、同表左欄の区分に応じ、同表右欄に定める区分とする。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第1の2の右欄に定める額とする。

第5条の表中「6級及び」を削る。

第7条第1項中「、発電手当」及び「、下水処理手当」を削り、「及びガス需要開拓手当」を「、ガス需要開拓手当及び施設作業手当」に改め、同項第2号中「又は港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事する職員」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(16) 施設作業手当は、次に掲げる職員に支給する。

ア 港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事する職員

イ 上水・発電課（発電管理センターを除く。）に所属する職員で、浄水の配水の業務に従事するもの

ウ 発電管理センターで発電事業の業務に従事する職員

エ 水処理課に所属する職員のうち下水の処理等の作業に従事する職員及び下水道ポンプ場においてその業務に従事した技能労務職員

第10条中「支給割合」を「区分」に改め、「の区分」を削り、「それぞれ当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第3号中「8,000円」を「8,500円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

別表第1中「支給割合」を「区分」に改め、同表の備考中第2項を削り、第1項を同備考とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の額
9 級	1 種	104,200 円
8 級	1 種	94,000 円
	2 種	82,200 円
7 級	2 種	77,400 円
	3 種	66,400 円
6 級	3 種	62,300 円
	4 種	51,900 円

別表第2 ガス作業手当の項中

「	ガスの漏えい調査作業、内管及びこれに附属する機器の保安作業に従事した者	作業を行った日1日につき 170 円	」を
	港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事する者	勤務1月につき 3,300 円	
「	ガスの漏えい調査作業、内管及びこれに附属する機器の保安作業に従事した者	作業を行った日1日につき 170 円	」に

改め、同表発電手当の項及び下水処理手当の項を削り、同表に次のように加える。

施設作業 手当	港エネルギーセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務を除く。）に従事する技能労務職員以外の職員	1日につき 300円	
	港エネルギーセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務に限る。）に従事する技能労務職員以外の職員	1日につき 470円	
	港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事する技能労務職員	勤務1月につき 3,300円	
	上水・発電課（発電管理センターを除く。）に所属する職員で、浄水の配水の業務に従事するもの	1日につき 300円	
	発電管理センターで発電事業の業務に従事する者	1日につき 430円	
	水処理課に所属する職員（技能労務職員を除く。）で、下水の処理等の作業に従事するもの	1日につき 430円	
	水処理課に所属する技能労務職員で、下水の処理等の作業に従事するもの	1日につき 470円	
	水処理課に所属する技能労務職員で、下水道ポンプ場においてその業務に従事したものの	1日につき 170円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）第4条の2の規定により管理職手当が支給される職員のうち、改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）第4条第2項の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分等相当職員（同日において占めていた改正前の企業職員の給与に関する規程第4条に規定する別表第1に掲げる職に係る同表の右欄に定める支給割合（以下「旧支給割合」という。）より高い支給割合に相当する新規規程別表第1の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額
- (2) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（旧支給割合に相当する新規規程別表第1の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額
- (3) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧支給割合より低い支給割合に相当する新規規程別表第1の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。） 同日に当該旧支給割合より低い支給割合に相当する新規規程別表第1の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い支給割合に相当する新規規程別表第1の右欄に掲

げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第9号

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項を削る。

別表第3の表を次のように改める。

技能労務職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技能職員	高校卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		
	中学卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		
業務職員	中学卒		別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		0				

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第86条第1項中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「農林基盤整備課長」を「農業総務課長」、「森林再生課長」に改め、同条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第1乙表中「事務吏員である」を「予算を担当する」に改める。

別表第2中

「	」	液化石油ガス原料費	を
「	」	需要開発費 液化石油ガス原料費	に改める。

別表第3中

「	」	旅費交通費 負担金及び分担金 補償費 食糧費 雑費 諸税 薬品費	を
---	---	--	---

		受水費	取水路費 かんがい補給費	他事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用	
		受水費	報償費 旅費交通費 負担金及び分担金 補償費 食糧費 雑費 諸税 薬品費 取水路費 かんがい補給費	他事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用	に、
		漏水防止費	諸税	配水管の漏水防止等維持及び作業に要する費用	を
		漏水防止費	諸税 薬品費	配水管の漏水防止等維持及び作業に要する費用	に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成18年度の決算についても適用する。

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4に次のように加える。

家庭用コージェネレーションシステム契約	家庭用の熱電同時供給システムを使用し、次のいずれかの条件に適合すること。 (1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。 (2) 併用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーター（10立方メートル毎時以下の能力のものに限る。）で算定すること。 (3) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。
---------------------	--

別表第4の備考に次の1項を加える。

- 14 熱電同時供給システムとは、エネルギー源としてガスを使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等

(定格発電出力が700ワット以上5キロワット以下のものに限る。)により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用するシステムをいう。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

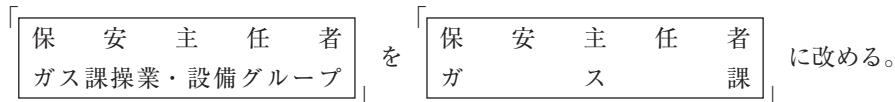
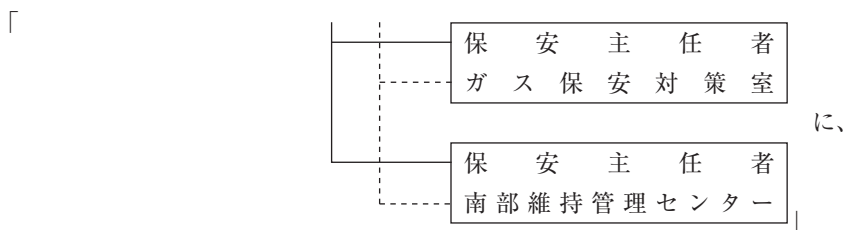
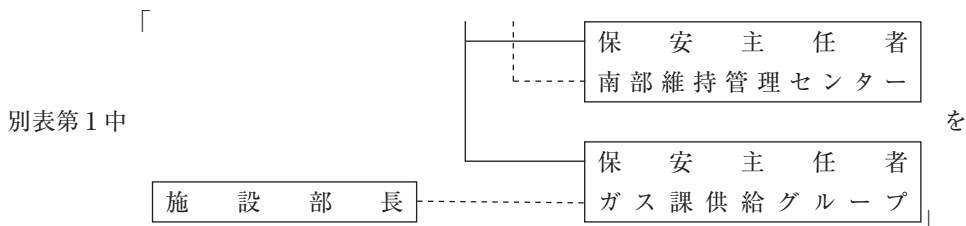
金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第12号

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

(金沢市ガス工作物保安規程の一部改正)

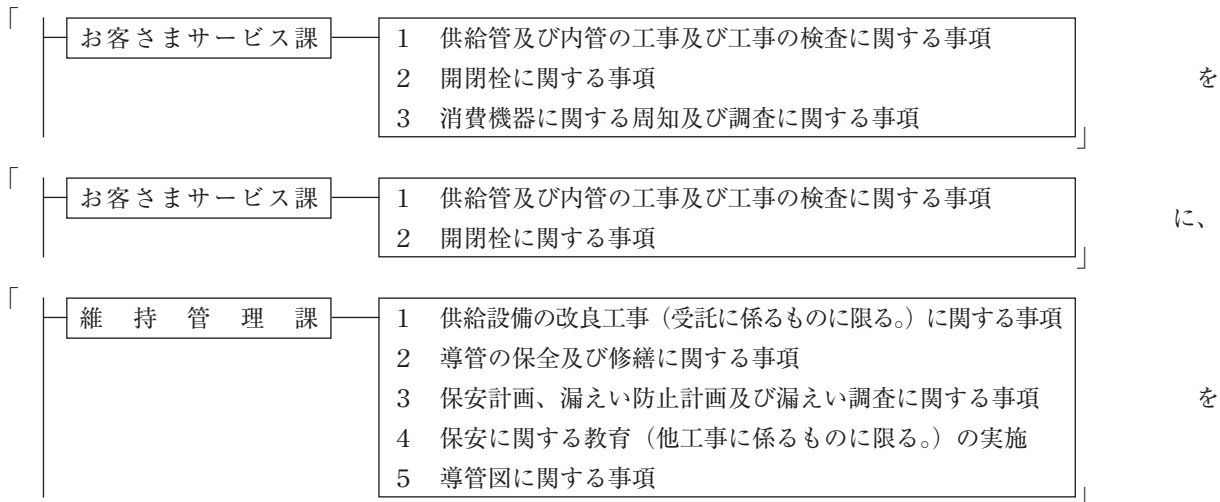
第1条 金沢市ガス工作物保安規程(昭和47年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。



(金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中



維 持 管 理 課	1 供給設備の改良工事（受託に係るものに限る。）に関する事項 2 導管の保全及び修繕に関する事項 3 保安計画、漏えい防止計画及び漏えい調査に関する事項 4 保安に関する教育（他工事に係るものに限る。）の実施 5 導管図に関する事項 6 消費機器に関する周知及び調査に関する事項	に改める。
-----------	--	-------

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（昭和57年公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「1級ガス工事士、2級ガス工事士又は3級ガス工事士」を「第1種ガス本管工事士、第2種ガス本管工事士、第1種ガス内管工事士、第2種ガス内管工事士、第3種ガス内管工事士又はガス機器設置士」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号中「3級ガス工事士」を「ガス機器設置士」に、「ガス工事の」を「ガス内管工事の」に、「導管」を「内管」に、「若しくは」を「又は」に、「ネジ切り加工」を「ねじ切り加工」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (10) 第1種ガス内管工事士 社団法人日本ガス協会（以下「ガス協会」という。）から第1種ガス内管工事士及び活管工事の資格証の交付を受けた者をいう。
- (11) 第2種ガス内管工事士 ガス協会から第2種ガス内管工事士及び活管工事の資格証の交付を受けた者をいう。
- (12) 第3種ガス内管工事士 ガス協会から第3種ガス内管工事士の資格証の交付を受けた者をいう。

第2条第6号中「2級ガス工事士」を「第2種ガス本管工事士」に、「ガス工事の」を「ガス本管工事の」に、「導管（）」を「本管（）」に、「導管は」を「本管は」に、「導管の設置工事、口径が50ミリメートル以下の導管の撤去工事及び口径が50ミリメートル以下の導管に係るガスメーター、ガス栓若しくは消費機器の取付工事又は取外工事の施工」を「本管の設置工事及び撤去工事の施工」に、「登録された者」を「登録された者で、第2種ガス内管工事士であるもの」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「1級ガス工事士」を「第1種ガス本管工事士」に、「ガス工事の」を「ガス本管工事の」に、「登録された者」を「登録された者で、第1種ガス内管工事士であるもの」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「供給施設に係るガス工事（以下「ガス工事」という。）」を「ガス工事」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) ガス本管工事 金沢市ガス供給条例第2条第9号に規定する本支管及び同条第10号に規定する供給管（以下これらを「本管」という。）に係るガス工事（溶接を要する工事を除く。）をいう。
- (6) ガス内管工事 金沢市ガス供給条例第2条第11号に規定する内管（以下「内管」という。）に係るガス工事（溶接を要する工事を除く。）をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) ガス工事 供給施設に係る工事をいう。

第3条第1項中「承認は」の次に「、施行範囲」を加え、「第1種ガス工事人、第2種ガス工事人又は第3種ガス工事人」を「第1種ガス本管工事店、第2種ガス本管工事店、第1種ガス内管工事店、第2種ガス内管工事店又はガス機器設置店」に改め、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 第1種ガス本管工事店 ガス本管工事

第3条第2項第2号中「第2種ガス工事人」を「第2種ガス本管工事店」に、「ガス工事の」を「ガス本管工事の」に、「導管（）」を「本管（）」に、「導管は」を「本管は」に、「導管の設置工事、口径が50ミリメートル以下の導管の撤去工事及び口径が50ミリメートル以下の導管に係るガスメーター、ガス栓若しくは消費機器の取付工事又は取外工事」を「本管の設置工事及び撤去工事」に改め、同項第3号中「第3種ガス工事人」を「ガス機器設置店」に、「ガス工事の」を「ガス内管工事の」に、「導管」を「内管」に、「若しくは」を「又は」に、「ネジ切り加

工」を「ねじ切り加工」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第1種ガス内管工事店 ガス内管工事

(4) 第2種ガス内管工事店 ガス内管工事のうち既設の内管（口径が50ミリメートル以下のものに限る。）に接続させる口径が50ミリメートル以下の内管の設置工事及び撤去工事並びに口径が50ミリメートル以下の内管に係るガスメーター、ガス栓又は消費機器の取付工事又は取外工事

第4条第1号中「供給地点」を「供給地点群」に改め、同条第2号中「又は」を「及び」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第1種ガス本管工事店の認定を受けようとする者は、既に第1種ガス内管工事店の認定を受けていること。

第10条の見出し中「及び標示板」を削り、同条第1項中「及び標示板（様式第4号）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「又は標示板」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第13条の表中	1級ガス工事士試験	1級ガス工事士として必要な知識についての筆記試験及び実技試験	を
	2級ガス工事士試験	2級ガス工事士として必要な知識についての筆記試験及び実技試験	
	3級ガス工事士試験	3級ガス工事士として必要な知識についての筆記試験及び実技試験	

第1種ガス本管工事士試験	第1種ガス本管工事士として必要な知識についての筆記試験及び実技試験	に改める。
--------------	-----------------------------------	-------

第14条第1項中「それぞれ」を削り、同項第2号中「1級ガス工事士試験」を「第1種ガス本管工事士試験」に改め、同号アを次のように改める。

ア 第1種ガス内管工事士としてガス工事の実務に1年以上従事した者で、試験日に第1種ガス内管工事士であるもの

第14条第1項第3号及び第4号を削る。

第15条の見出しを「（ガス責任技術者試験の免除）」に改め、同条第1項を次のように改める。

管理者は、次に掲げる者に対し、その者の願いにより、ガス責任技術者試験を免除することができる。

(1) 法第32条に規定するガス主任技術者免状の交付を受けている者

(2) 法第2条第2項に規定する一般ガス事業者において5年以上ガス工事に係る設計又は監督の業務に従事した者
第15条第2項及び第3項中「試験」を「ガス責任技術者試験」に改める。

第17条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第19条第3号中「又は住所」を「住所又は連絡先」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

工事人の種類	ガス責任技術者	ガス工事士
第1種ガス本管工事店	1人以上	第1種ガス本管工事士3人以上
第2種ガス本管工事店	1人以上	第1種ガス本管工事士又は第2種ガス本管工事士2人以上
第1種ガス内管工事店	1人以上	第1種ガス内管工事士3人以上
第2種ガス内管工事店	1人以上	第1種ガス内管工事士又は第2種ガス内管工事士2人以上
ガス機器設置店	不要	1人以上

(注) 一のガス工事人において、同一の者がガス責任技術者とガス工事士を兼ねることはできない。

様式第1号中「の規定により第 種ガス工事人」を「の規定により 店」に改め、「（級）」を削る。

様式第3号中「第 種工事人」を「認定区分 店」に、「に基づく第 種ガス工事人」を「に基づく 店」に改める。

様式第4号を削る。

様式第5号(表)中

所有資格	登録年月日
ガス責任技術者	年 月 日
第 級ガス工事士	年 月 日
	金沢市公営企業管理者 印

を

所有資格	登録年月日
	年 月 日
	金沢市公営企業管理者 印

に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に改正前の金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による次の表の左欄に掲げるガス工事人の認定を受けている者は、それぞれ改正後の金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（以下「新規程」という。）の規定による同表の右欄に定めるガス工事人の認定を受けた者とみなす。

第1種ガス工事人	第1種ガス本管工事店及び第1種ガス内管工事店
第2種ガス工事人	第2種ガス本管工事店及び第2種ガス内管工事店
第3種ガス工事人	ガス機器設置店

- この規程の施行の際現に旧規程第2条第5号に規定する1級ガス工事士として旧規程第16条の規定により資格者名簿に登録されている者（この規程の施行の際に新規程第2条第10号に規定する資格証の交付を受けている者を除く。）は、当該資格者名簿に登録されたことにより交付された資格者証書の有効期間内に限り、新規程第2条第8号に規定する第1種ガス本管工事士及び同条第10号に規定する第1種ガス内管工事士とみなして、新規程の規定を適用する。
- この規程の施行の際現に旧規程第2条第5号に規定する1級ガス工事士として旧規程第16条の規定により資格者名簿に登録されている者（この規程の施行の際に新規程第2条第10号に規定する資格証の交付を受けている者に限る。）は、当該資格者名簿に登録されたことにより交付された資格者証書の有効期間内に限り、新規程第2条第8号に規定する第1種ガス本管工事士とみなして、新規程の規定を適用する。
- この規程の施行の際現に旧規程第2条第6号に規定する2級ガス工事士として旧規程第16条の規定により資格者名簿に登録されている者（この規程の施行の際に新規程第2条第11号に規定する資格証の交付を受けている者を除く。）は、当該資格者名簿に登録されたことにより交付された資格者証書の有効期間内に限り、新規程第2条第9号に規定する第2種ガス本管工事士及び同条第11号に規定する第2種ガス内管工事士とみなして、新規程の規定を適用する。
- この規程の施行の際現に旧規程第2条第6号に規定する2級ガス工事士として旧規程第16条の規定により資格者名簿に登録されている者（この規程の施行の際に新規程第2条第11号に規定する資格証の交付を受けている者に限る。）は、当該資格者名簿に登録されたことにより交付された資格者証書の有効期間内に限り、新規程第2条第9号に規定する第2種ガス本管工事士とみなして、新規程の規定を適用する。
- この規程の施行の際現に旧規程第2条第7号に規定する3級ガス工事士として旧規程第16条の規定により資格者名簿に登録されている者は、当該資格者名簿に登録されたことにより交付された資格者証書の有効期間内に限り、新規程第2条第13号に規定するガス機器設置士とみなして、新規程の規定を適用する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令第1号

企 業 局

金沢市企業局当直勤務規程及び企業職員の待機に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市企業局当直勤務規程及び企業職員の待機に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局当直勤務規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局当直勤務規程(昭和32年公営企業訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「事務職員及び技術職員」を「主事及び技師」に改め、同項第2号中「技能職員」を「技能技士」に改める。

(企業職員の待機に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の待機に関する規程(昭和48年公営企業訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「技術職員及び技能職員」を「技師及び技能技士」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)3月30日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)